

令和2年3月25日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託されました事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第11号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年10月の消費税率引上げに合わせた低所得者の第1号保険料軽減強化が、令和2年度以降に完全実施されることに伴い、減額賦課に係る保険料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 施行期日を明記していないのは、政令の公布が今年度末の見込みであることから、市の条例も「公布の日から起算して1月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する」と記載。
2. 第1段階から第3段階までの対象者見込みと保険料減収見込みは、第1段階2,045人、第2段階1,107人、第3段階1,173人、4,287万7,440円との見込みである。
3. 減収分の補填は、介護保険特別会計（保険事業勘定）に4,287万7,000円を一般会計から繰り入れ。財源の内訳は国庫負担が2分の1、県負担が4分の1、市負担が4分の1。
4. この措置は10%の消費税が続く間は引き続きなされると考えるとのこと。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第12号議案 古賀市適応指導教室条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市適応指導教室の名称変更及び利用者の拡充のため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 名称を改めることで、本来の目的に沿った自立支援の名称になる。あすなろの名前は残る。また、利用対象者を古賀市在住で古賀市外の小中学校に通学している児童生徒まで拡大。
2. 文部科学省でも適応指導に係る施設の名称は教育支援センターの名称を使用しており、名称変更は以前から課題として挙がっていた早急に対応する案件であった。

【意見】

(賛成意見)

- ・これまで古賀市外の小中学校に通う子どもは通級することができなかったが、古賀市内に住む全ての子どもが対象になったことは、不登校状態にある子どもにとってもよいことから賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 13 号議案 古賀市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市生涯学習センターの貸館区分変更及び料金改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 区分貸から時間貸に改めることで、1、2 時間程度利用したい企業からの会議室の利用が増える効果が期待される。
2. 使用料収入は、区分貸では利用していない時間も収入になっているので、時間貸にすると一時的に落ち込むと思うが、稼働率が上がると伸びてくる。
3. 徴収する資料代などを 1,000 円以内に抑えることは難しく、福岡市近辺などの公共施設の入場料等の基準となる額は 5,000 円が一般的であると判断できたことから、利用者が徴収する入場料等の基準となる額を「1,000 円を超えるもの」から「5,000 円を超えるもの」に変更。同時に曜日に関係なく一律とした。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。